

告示

埼玉県選管告示第四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、熊谷市選挙管理委員会及び上里町選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があつた。

令和七年三月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
熊谷市立勤労会館 大ホール	埼玉県熊谷市石原千四百十番地一	熊谷市長	三百五十人
上里町立老人福祉センターかみさと壮	埼玉県児玉郡上里町大字七本木二百八十六番地	上里町長	百二十人
上里町保健センター	埼玉県児玉郡上里町大字七本木三百七番地	上里町長	百人
上里町コミュニティセンター	埼玉県児玉郡上里町大字七本木五千五百九十一番地	上里町長	百人